

芝地区港区立いきいきプラザの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と湖聖会・ヘルスケアデザインネットワーク・東急コミュニティー共同事業体（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「芝地区港区立いきいきプラザの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第52条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和8年4月1日から適用する。

1 原協定第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

- 2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

2 原協定第30条を次のように改める。

（使用料の収納）

第30条 乙は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、使用料の収納事務を行うものとする。事務の詳細は、別に定める業務基準書のとおりとする。

3 原協定第31条を次のように改める。

（使用料の還付）

第31条 乙は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、施設の利用取消しの申出があった場合における使用料の還付事務を行うものとする。事務の詳細は、別に定める業務基準書のとおりとする。

4 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

5 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 清 家 愛 印

乙 静岡県富士市五貫島175番地
医療法人財団 湖聖会内
湖聖会・ヘルスケアデザインネットワーク・
東急コミュニティー共同事業体
代表団体 医療法人財団 湖聖会
理 事 長 湖 山 泰 成 印